

ハワイおよびマレーシア（主にラブアン連邦直轄領）に設立されたキャプティブ（自家保険子会社）に課される現地での税金と、日本（親会社）での課税関係は以下の通りです。

1. ハワイのキャプティブに課される税金

ハワイでは、一般的な法人税とは別に、キャプティブ独自の「保険料税（Premium Tax）」が適用されます。

① ハワイ現地での税金

（１）保険料税（Premium Tax）：

引き受けた正味書込保険料に対して以下の段階税率（超額累進税率）が課されます。

\$0 ～ \$25,000,000 部分：0.25%

\$25,000,001 ～ \$50,000,000 部分：0.15%

\$50,000,001 ～ \$75,000,000 部分：0.05%

\$75,000,001 超の部分：0.00%

税金の上限額（Cap）：年間の保険料税の支払上限は20万ドル（約3,000万円）に設定されています。

（２）ハワイ州所得税・連邦法人税：

実質的な保険料収益に対して上記の保険料税が代替税として機能するため、現地での負担は極めて低く抑えられます。

（３）配当源泉税：

キャプティブから日本の親会社へ利益配当を出す際、日米租税条約を満たせば0%～10%に軽減・免除されます。

② 日本側での課税関係（外国子会社合算税制）

ハワイキャプティブの実体性（現地の役員会開催や業務管理体制）を証明し、事業要件を満たせば、日本のタックスヘイブン対策税制（合算課税）の対象外となるケースがあります。

2. マレーシア（ラブアン）のキャプティブに課される税金

マレーシアの特別経済区であるラブアン（Labuan）は、極めて優遇された税制を提供しています。

① マレーシア（ラブアン）現地での税金

（1）ラブアン事業活動税（LBATA）：

法人税率：

純利益（監査済み利益）に対して3%のフラットな税率が適用されます。

実体要件（Substance Requirements）：

3%税率の適用を受けるには、現地での最低年間経費（キャプティブは年間 100,000 MYR 以上）および現地フルタイム従業員（2名以上）の雇用要件を満たす必要があります。

（2）配当源泉税：

ラブアン法人から非居住者（日本の親会社）への利息・配当・ロイヤリティの送金に対する源泉所得税は0%（非課税）です。

② 日本側での課税関係（外国子会社合算税制）

実効税率が3%と低いため、原則として日本の外国子会社合算税制（合算課税）の対象となります。

合算される場合：ラブアンキャプティブで生じた利益は、発生した期ごとに日本の親会社の所得に合算されて日本の法人税率で課税されます。その後、日本へ利益を配当として還元する際は全額非課税（益金不算入）となります。

ハワイとマレーシア（ラブアン）の現地税制比較

比較項目	ハワイ（Hawaii）	マレーシア（Labuan）
主な現地税	保険料税（0.25%～0.05%）	法人税 3%（純利益ベース）
最高税額制限	年間 \$200,000 のキャップあり	なし
現地配当源泉税	0%～10%（日米租税条約適用時）	0%（非課税）
日本の合算課税	有り（実体性を整えれば回避の道あり）	有り（低税率のため原則として日本で合算課税）
現地税務の特徴	保険料規模に応じた段階税率	実体要件を満たせば純利益の3%と非常にシンプル